

広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消請求控訴事件

国側当事者・尾道税務署長

平成20年2月6日棄却・確定

### 判 示 事 項

- (1) 所得税法は、所得金額の計算について、いわゆる権利確定主義の原則及び債務確定主義の原則を採っており、商品先物取引の差益が納税者の雑所得であるというためには、納税者が差益の支払請求権を取得したことを要するが、納税者がその利益を現実に収受したことまでは必要としないとされた事例(原審判決引用)
- (2) 所得税法12条(実質所得者課税の原則)の意義(原審判決引用)
- (3) 納税者が商品先物取引委託契約上の委託者であるから、納税者が実質的にも商品先物取引の差益を享受した者であることが事実上推定され、この推定を覆すに足る反証のない限り、納税者がその所得者であると認められるとされた事例(原審判決引用)
- (4) 納税者は、先物取引の投機性や危険性を十分認識した上で先物取引を開始し、取引内容、特に損益について逐次確認していたこと、納税者が訴外会社従業員の相場予測に依拠して取引を行ったとしても、結局は納税者の判断であることには変わりはないこと、納税者が商品先物取引の差益のうち500万円の返金を受けたこと等を総合考慮すると、納税者が訴外会社従業員に支配され、商品先物取引の差益の支払請求をしたり手仕舞いをしたりすることができなかつたとは考え難く、むしろ、実質的にも商品先物取引の差益の支払請求権は納税者に帰属していたとされた事例(原審判決引用)
- (5) 先物取引の損益結果としては平成13年、14年を通じて損金が生じるに至っているから、損益通算をすべきであるとの納税者の主張が、本件の先物取引のように専ら反対売買成立の際に清算すべきものにあつては、反対売買の成立時に差損益金として債権債務の金額が具体的に確定するものである以上、その時点で雑所得の総収入金額又は必要経費の計上をすべきこととなるから、翌年の取引によって確定した損失について損益通算することができないのはやむを得ないとして排斥された事例
- (6) 平成13年12月28日時点では、納税者の取引上まだ売り玉、買い玉が残っており、これを同日の終値で計算すると値洗い損になっていたから、これを差し引く前の差益金は納税者が支配・管理している金額ではないとの納税者の主張が、値洗い損が計算上生じていたとしても、反対売買をして決済して初めて差損金として実現するものであつて、平成13年中に先物取引を終了させていない以上、納税者の主張する値洗い損通算額が同年中に具体的に確定したものであるということとはできないとして排斥された事例

### 判 決 要 旨

- (1) 省略
- (2) 所得税法12条の規定は、所得の帰属につき名義又は形式と実質が異なる場合には、その名義又は形式にかかわらず、これを実質的に観察して、事実上これを享受する者の所得として課税するという、「実質所得者課税の原則」を明らかにしたものである。
- (3)～(6) 省略

(第一審・広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年5月30日判決、本資料256号-149・順号10409)

判 決

控 訴 人 甲  
同訴訟代理人弁護士 我妻 正規  
被控訴人 尾道税務署長  
田畑 健隆  
指定代理人 高坂 富士夫  
同 大河原 照男  
同 荻野 仁  
同 安部 公一  
同 山田 勝稔  
同 勘藤 卓治

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人が平成15年7月8日付けでした控訴人の平成13年分の所得税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、平成13年9月26日から平成14年7月10日までの間、訴外A株式会社（以下「訴外会社」という。）に委託して継続的に商品先物取引を行った。被控訴人は、上記取引による平成13年12月31日までの間の同年度の差益金3151万6280円が雑所得に当たるとして、平成15年7月8日付けで平成13年度所得税残額608万6900円を納付すべき税額とする所得税の決定処分をするとともに無申告加算税91万2000円の賦課決定をした。控訴人は上記決定処分及び無申告加算税賦課決定処分につき、異議申立、審査請求をした上、上記各処分の取消しを求めて平成16年8月3日本件訴訟を提起した。

原判決は控訴人の請求をいずれも棄却し、控訴人はこれを不服として本件控訴をした。

2 前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」欄の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁8行目の「争いのない事実」を「前提事実（争いのない事実及び挙示する証拠又は弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実）」と改める。

(2) 3頁19行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「(4) 平成18年8月10日、控訴人の訴外会社に対する損害賠償請求訴訟事件（広島地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号事件）において、本件先物取引につき訴外会社の担当従業員に断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、誠実義務違反、手仕舞いの拒否による不法行為が成立するとして、訴外会社に対し民法715条所定の使用者責任に基づく損害賠償責任を認め、損害賠償金の支払いを命じる判決が言い渡され、上記判決は確定した（甲15、弁論の全趣旨）。」

(3) 6頁13行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「また、翌年生じた損失の損益通算を認めるべきであり、控訴人は現実には利益を受けておらず、むしろ3447万6920円もの損失を被っておりながら課税処分が行われており、極めて不合理である。

しかも、平成13年12月28日時点では、控訴人の取引上まだB取引所のガソリンの売り玉が240枚、買い玉が240枚残っており、これを同日の終値で計算すると2542万円の値洗い損になっていたから、取引を終了させて利益の返還請求権を行使した場合にはこれを精算しなければならず、その結果、差益金3151万6280円から上記値洗い損分2542万円を差し引いた609万6280円しか、実際には返還してもらえないことになる。したがって、被控訴人が雑所得に該当するとした差益金3151万6280円というのは計算上の数字に過ぎず、実際に控訴人が支配・管理していたものではない。」

(4) 6頁14行目の「実態にからすれば」を「実態からすれば」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

【判示(1)】 1 当裁判所も、控訴人の本件請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。

～(4)】 その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 8頁3行目の「後記(3)に認定の」から6行目末尾までを「証拠（甲15ないし23）によると、本件先物取引につき訴外会社の担当従業員に断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、誠実義務違反、手仕舞いの拒否による不法行為が成立することが認められるけれども、本件先物取引の各委託行為又は本件委託契約自体が公序良俗に反して無効になるとまで認めることはできない。」

(2) 10頁14行目の「手仕舞いをするについて」の次に「訴外会社の担当従業員が平成13年11月下旬から12月上旬にかけての控訴人の申し入れをそのまま受け入れず、担当従業員の考えを押しつけて事実上拒否したことは前掲証拠によって認められるものの、上記証拠によっても控訴人においてその申し入れを貫く余地がなかったものとまでは認め難く、」を加え、19行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、本件先物取引の損益結果としては平成13年、14年を通じて3447万6920円の損金が生じるに至っているのであり、損益通算をすべきである旨主張する。しかしながら、本件先物取引のように専ら反対売買成立の際に清算すべきものにあつては、反対売買の成立時に差損益金として債権債務の金額が具体的に

【判示(5)】

確定するものである以上、その時点で雑所得の総収入金額又は必要経費の計上をすべきこととなるから、翌年の取引によって確定した損失について損益通算することができないのはやむを得ないものというべきである。

また、控訴人は、平成13年12月28日時点では、控訴人の取引上まだB取引所のガソリンの売り玉、買い玉が各240枚残っており、これを同日の終値で計算すると2542万円の値洗い損になっていたから、取引を終了させて利益の返還請求権を行使した場合にはこれを精算しなければならない結果、差益金3151万6280円から上記値洗い損分2542万円を差し引いた609万6280円しか、実際には返還してもらえないことになるから差益金3151万6280円は控訴人が支配・管理している金額ではない旨主張する。しかし、値洗い損が計算上生じていたとしても、反対売買をして決済して初めて差損金として実現するものであって、平成13年中に本件先物取引を終了させていない以上、控訴人主張の値洗い損通算額2542万円が同年中に具体的に確定したものであるということとはできないから、上記主張は採用できない。」

**【判示(6)】**

- 2 よって、原判決は相当であり、控訴人の控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

裁判長裁判官 礒尾 正

裁判官 金馬 健二

裁判官 永谷 幸恵